

女性差別撤廃条約選択議定書の早期締結を求める意見書(案)

日本共産党前橋市議団

国連は、1979年に女性差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）を批准し、日本は1985年に批准した。1999年には同条約の実効性を強化し、女性が直面する問題を解決するため、女性差別撤廃条約選択議定書を国連総会で決議、採択したが、日本政府はいまだ批准していない状況にある。

「選択議定書」とは、女性差別撤廃条約が保障する権利が侵害されたときに、国連女性差別撤廃委員会に通報することができる個人通報制度と個別調査制度を規定している。締約国は被害者救済へ具体的な措置を取るよう要請される、女性差別撤廃の具体的な措置を実現するための国際的な人権基準であり、女性に対する人権侵害の救済や性別による不公平をなくすための効果の発揮が強く期待されているものである。

世界経済フォーラムが6月12日に発表した「グローバル・ジェンダーギャップ・レポート、世界男女格差報告書」の2025年版によると、日本のジェンダーギャップ指数は世界148か国中118位であり、G7諸国で最下位である。

諸外国のジェンダー平等の取組が加速する下で、我が国は国際的に遅れをとっており、2020年12月に閣議決定された第5次男女共同参画基本計画では、諸外国の水準に追いつくための法制度や慣行等を見直す必要性に触れ、「選択議定書」の早期締結へ真剣な検討を進めていくことを明記した。

女性差別撤廃条約の締約国は、女性に対する差別を撤廃する政策を、全ての適当な手段により、遅滞なく追求することに合意しており、国連が定める人権基準の適用を積極的に進めていくことが日本政府の責任として要請されている。

「選択議定書」の批准は女性の人権保障、女性差別撤廃の取組を強化し、ジェンダー平等社会の形成の促進につながるものである。

よって政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の早期締結を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。